

第356回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和4年1月13日(木)13:00～13:09

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、ただいまから、第356回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、議事次第にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて事務局より御説明をお願いいたします。

○蘆田総務課長　第1部につきましては公開案件であります。新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑みまして、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、第1部の議事の模様につきましては、インターネットで同時中継を行っております。第2部の議題につきましては、個別の民間企業の情報を取り扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日、委員会ホームページに掲載することといたします。その会議資料につきましては情報公開請求があった場合には、その対応につきまして改めて御相談するという扱いにしたいと考えております。念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように、議事次第において第2部として記載されている議題については、非公開での開催とさせていただこうと考えていますが、異存ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、今お話のあったとおりにさせていただきますと思います。ありがとうございます。

それでは、議題の1に進ませていただきます。「広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可について」に関しまして、田中NW事業監視課長から御説明をお願いいたします。

○田中NW事業監視課長　NW事業監視課長の田中でございます。よろしく願いいたします。

それでは、資料3のほうを御覧いただけますでしょうか。こちら「広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可について」ということでございます。

趣旨でございますけれども、広域機関より経済産業大臣に対して業務規程の変更の認可申請があり、今年1月11日付で経産大臣から監視委に対して意見の求めがあったところでございます。当該認可に係る監視委としての回答について御審議いただくというものでございます。

変更の主な内容ですけれども、大きく2つでございます。まず1点目は再生可能エネルギー・国際部の設置ということでございます。改正電気事業法が施行されることに伴いまして、広域機関のほうに新たな業務、具体的には24行目にありますとおりF I T賦課金交付・管理業務、F I P交付・管理業務等がG I Oから広域機関のほうに移管をされる。追加をされることが予定されております。したがって、そのための準備として、再生可能エネルギー・国際部を設置するというのが(1)でございます。

2点目といたしまして25行目、(2)ですけれども、政策調整室の設置ということで、各種の逼迫に係る取組であったり、環境変化に対応するため、広域機関内の組織横断的な企画・立案機能を強化するというので、政策調整室を設置するというのでございます。

その他、各事務分掌規程の明確化というところでございます。

これらにつきましてですけれども、変更案の内容につきましては当該認可を行うことに特段問題はない、異存がない旨を回答することといたしたいということでございまして、具体的には11ページのところがございますような形で、変更の認可については認可することに異存がない旨、回答することとしたいというものでございます。

以上、資料3に関しての御説明でございます。よろしく願いをいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明内容につきまして委員の皆さんから何か御質問、御意見ございますでしょうか。——ございませんでしょうか。

(質問、意見：なし)

では、御意見ございませんようですので、事務局から説明があったとおり委員会として意見回答することとして、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異論がございませんでしたので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。ありがとうございました。

それでは、続きまして議題の2「ガスの特別な事後監視について(報告徴収)」に関し、伊藤管理官から御説明をお願いいたします。

○伊藤統括NW事業管理官 取引監視課の伊藤でございます。

資料4を御覧ください。「ガスの特別な事後監視について（報告徴収）」でございます。

趣旨の欄を御覧ください。振り返りになりますが、ガスシステム改革小委員会において経過措置料金規制が課されない、または経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガスの利用率が50%を超える事業者については、特別な事後監視としてガス小売料金の合理的でない値上げが行われないう、当該旧供給区域の料金水準を3年間監視することとされてございます。

以上を踏まえ、昨年、規制解除になりました新たに報告対象となった事業者に対しまして、ガス事業法に基づく報告徴収を実施することによりまして、令和3年度第3四半期以降、令和6年度第2四半期までの3年間、毎四半期ごとに必要な情報を収集することについて御審議いただくものでございます。

2ページ目以降に実際の報告徴収をつけてございますが、報告徴収の概要を御説明させていただきます。

1. 報告対象の供給区域です。2社それぞれですが、東京ガス株式会社の旧供給区域で東京地区等、大阪ガス株式会社の旧供給区域の2か所でございます。

2. として共通でございますが、報告内容でございます。(1)家庭向けの標準的な小売料金水準として、以下の内容について別添様式1にて報告を求めるということで、①から⑤の記載内容でございます。(2)として標準ガス使用量の改定を行った場合は改定内容及び改定理由を、標準料金として使用しているメニューの改定を行った場合は改定内容及び改定理由を、別添様式2にて報告を求めるというものでございます。

最後に、3.として報告期限でございます。令和3年度第3四半期以降、令和6年度第2四半期までの間、毎四半期ごとに、当該四半期の最終月の末日から一月を経過する日までに報告を求めるというものでございます。

2ページ目以降に報告徴収の文をつけてございますが、説明は省略させていただきます。

以上、説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして委員の皆さんから御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(質問、意見：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり委員会として対応したいと考えていま

すが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんようですので、事務局においては、この方針で進めていただくようお願いをいたします。どうもありがとうございました。

それでは、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますか。——ないようですので、それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——